

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び、
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
その翌日がと日)

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 作業種類 基本測量 (一等磁気測量)
 二 作業期間 昭和四十六年五月十三日から昭和四十六年十二月四日まで
 三 作業地域 東伯郡三朝町

鳥取県告示第四百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示す
る。

その関係図面は、昭和四十六年五月七日から二週間鳥取県土木部道路課

及び鳥取県根雨土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石破二朗

種類	道路の 路線名	後 別	変更前	区間	敷地 メートル	延 メートル
一般						

国道	一般	一八〇号	変更前	日野郡日野町高尾字大谷尻 五の一の先から 根雨字舟場川原四の 二の先まで	四・八・五	一、五一〇・〇
変更後			"	本郷字行岸ノ上エニ 二三五の一の先から 根雨字舟場川原四の 二の先まで	一四・五 一・三二・五	一、〇八〇・〇
			"	日野郡日野町高尾字大谷尻 五の一の先から 根雨字舟場川原四の 二の先まで	四・八・五	一、八五〇・〇
			"	高尾字大谷尻一一の 一の先から 根雨字舟場川原四の 二の先まで	一三・〇 一・四二・〇	一、八五一・五

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第四百二十二号

鳥取県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年五月七日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県根雨土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種道路類の 路線名	区	間	供用開始の期日
一般 国道 一八〇号	日野郡日野町高尾字大谷尻二の一の 先から	昭和四十六年五月七日	
" の先まで	本郷字行岸ノ上エニニ三五の一		

鳥取県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年五月七日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	区	間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
204	豊房名和線	西伯郡大山町豊房字尾原二〇四六の六四の先から	五・〇	一〇・〇	一〇、六一五・〇
" の先まで	名和町大字富長字宇				

整理番号	路線名	終点	点	重 要 な 経 過 地
204	豊房名和線	西伯郡大山町（県道赤崎大山線との交点）	（一般国道九号との交点）	

鳥取県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十条第一項の規定に基づき、

次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十六年五月七日

鳥取県告示第四百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年五月七日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石破二朗

整理番号	路線名	終点	起点	重要な経過地
42	米子港線	米子市米子港	(米子市茶町(一般国道九号) 接合点)	

鳥取県告示第四百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石破二朗

整理番号	路線名	終点	起点	重要な経過地
205	夜見彦名米子停車場線	米子市夜見町	米子市彦名町	
206	彦名境港線	米子市彦名町	米子市明治町(米子停車場)	

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県地方労働委員会会長 下田三子夫

松浦 武儀 明三、一〇、二六	鳥取市二階町三丁目二二八	鳥取家具工業株式会社取締役社長	会社 (鳥取)三一三四六一 自宅 (鳥取)三一四〇八	鳥取県立第一中学校教諭 鳥取県地方労働委員会委員 あつせん員候補者(昭二七、九)
鈴木 敬直 大二、一、二八	鳥取市立川町一丁目三四の一	鳥取商工会議所専務理事	会議所 (鳥取)三一五七〇	鳥取県地労組管者協会専務理事 (鳥取)三一四七六
北岡 義尊 大二、一、二八	倉吉市仲之町七六二	鳥取県病院院長	病院 (倉吉)二二三一七	鳥取県病院副院長
小林 俊治 明三、一、二〇	倉吉市福庭三四四の五	倉吉北高等学校校長	高校 (倉吉)二二六〇八 自宅 (倉吉)二二六〇九	昭西、七、八
磯江 末夫 大二、一、二、二	東伯郡羽合町田後三四八の二	鳥取県立鳥取西高等学校校長	高校 (倉吉)二二六〇八 自宅 (倉吉)二二六〇九	昭西、四、三
橋本 正 大四、一〇、二四	倉吉市福山九六	鳥取県立鳥取東高等学校校長	高校 (倉吉)二二六〇八 自宅 (倉吉)二二六〇九	昭西、三、八
井上 武 大二、一、二、三	倉吉市駄経寺一四五	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	
由谷 武之 大二、一、二、三	倉吉市余戸谷町二九九一の一	伯耆振興工業労働組合上井支部委員長	伯耆振興工業労働組合執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員 あつせん員候補者(昭二九、一) ○一三六、一、二	
米田 光好 明三、一、一〇	倉吉市鴨河内一〇二二	鳥取県中部地区同盟議長	鳥取県中部地区同盟議長 鳥取県地労組合總同盟鳥取地方 同盟中部地区同盟議長	
尾平 正義 明三、一、一〇	日野郡日野町福長九〇四	ヒシクラ商事株式会社取締役社長	ヒシクラ商事株式会社取締役 鳥取県地労組合總同盟鳥取地方 同盟中部地区同盟議長 昭三七、三、二七	
		神鋼機器工業株式会社總務部長	神鋼機器工業株式会社勞務課長 昭三七、三、二七	
		会社 (倉吉)二二五二一 自宅 (倉吉)二二五二四	拓殖大学教授 鳥取県立米子高等学校校長	
		会社 (倉吉)二二五〇八 自宅 (倉吉)二二五二一		
		会社 (倉吉)二二五二一 自宅 (倉吉)二二五二四		

00785

沢田 吾郎 大六、六、三〇

鳥取市吉方温泉一丁目二一四

鳥取県地方労働委員会事務局次長

(鳥取)三一六〇四
自宅 (鳥取)三一六〇四
(鳥取)三一六〇四

鳥取県企画室参事

昭四、一〇・三三

谷口 俊男 大三、三、九

鳥取市雲山五五

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

事務局 (鳥取)三一六〇四
自宅 (鳥取)三一六〇四
(鳥取)三一六〇四

原田 芳秋 大三、九、二一

鳥取市掛出町五の三

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

事務局 (鳥取)三一六〇四
自宅 (鳥取)三一六〇四
(鳥取)三一六〇四鳥取県地方労働委員会事務局審査課長補佐
整課課長補佐

昭四、一、八

鳥取県企画室参事

昭四、一〇・三三